

# 弘前市地域福祉計画改訂案（抜粋）

※今回の改訂で追加しようとする章を抜粋したものです。

## 第4章 弘前市成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画の策定にあたって
- 2 成年後見制度利用に関する現状
- 3 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理
- 4 計画の策定によりめざす姿

## 1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法的に支援する制度です。

団塊の世代が全て75歳となる2025年には75歳以上が全人口の18%となると見込まれ、少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関する対応も求められています。認知症高齢者や障がいのある人が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して自立して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高まっています。

このような中、国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重等を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成28年5月に施行され、促進法に基づき成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国計画」という。）が平成29年3月に閣議決定されました。促進法第14条には市町村の講ずる措置が規定され、また国計画には市町村の役割が明記されています。

これらの動向を踏まえ当市では、支援を必要とする人がその人にあった制度を利用できるように、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していこうとするものです。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、促進法第14条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

### (3) 計画期間

国計画は、平成29年度から令和3年度までの概ね5年間を念頭に定められています。当市では、弘前市地域福祉計画と合わせ、令和4年度までとします。

### (4) 計画の進行管理及び評価

本計画は弘前市地域福祉計画の一部として策定するものです。そのため、取組状況の点検及び評価については、弘前市地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。

## (5) 周辺自治体との協力

弘前圏域8市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）では、国計画に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和2年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が策定する成年後見制度利用促進基本計画においても、めざす姿を共有し、協力を図っていきます。

## 2 成年後見制度利用に関する現状

### (1) 首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。

当市では、各年度10件台で推移しており、その多くは後見類型となっています。

《弘前圏域全体》

(単位：件)

首長申立	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合 計	13	23	14	13	17
後見	11	20	12	11	15
保佐	2	3	2	2	2
補助	0	0	0	0	0

出所：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》

(単位：件)

市長申立	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合 計	10	16	11	6	10
後見	9	13	9	5	8
保佐	1	3	2	1	2
補助	0	0	0	0	0

出所：弘前市福祉総務課

## (2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

当市における助成件数は増加傾向にあります。

《弘前圏域全体》

(単位：件)

成年後見制度 利用支援事業	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合 計	25	38	42	45	54
費用助成	2	6	3	5	5
報酬助成	23	32	39	40	49

出所：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》

(単位：件)

成年後見制度 利用支援事業	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合 計	15	19	29	26	33
費用助成	0	1	1	0	0
報酬助成	15	18	28	26	33

出所：弘前市福祉総務課

## (3) 弘前圏域権利擁護支援事業

令和2年4月に「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

- ①権利擁護に関する相談支援
- ②成年後見制度に関する広報及び啓発
- ③成年後見制度利用促進
- ④後見人等の活動支援
- ⑤その他成年後見制度利用促進に関すること

また、「弘前圏域権利擁護支援連絡会」を設置し、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

### 3 成年後見制度利用促進にあたっての課題整理

人口減少、少子高齢化の進展は全国的な傾向ではありますが、当市においては国の状況よりも早いペースで急速に進行しています。人口構造の大きな変化は、社会情勢の変化も相まって、あらゆる分野での担い手不足を深刻なものとしています。

高齢者人口の割合が高まる中で、認知症の有病者数が増加することも見込まれ、2025年には認知症の有病者数は約700万人となるという将来推計も公表されています。虐待や消費者被害等の権利侵害、支援拒否や孤立死など、判断能力が不十分であるために、自らの権利や生活を守ることが難しい人もいます。このような状況からも成年後見制度の利用の必要性は今後ますます高まっていくと考えられます。

しかしながら、現在の我が国の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者の推移は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較しても少ない状況であり、支援を必要とする人に制度利用が行き届いていない可能性があります。

さらに、後見等の開始後に本人やその親族、後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは難しいものとなっています。

また、本人の財産管理を行う成年後見制度は、一方では本人の権利を制限するという面があるともいえ、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の向上のために財産を積極的に利用するなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、制度利用者本人がメリットを実感できるようにするためには、本人の自己決定権の尊重、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を重視した制度運営が非常に重要となってきます。

このほか、当圏域においては、成年後見制度利用促進に取り組むに至った背景として、以下の喫緊の課題が挙げられます。

- 成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足傾向にあることから、当圏域全体で相談体制を再構築するとともに市民後見人の担い手の育成・確保に取り組む必要があります。
- 成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするためにも、活動を支援する機能がますます重要になっています。
- 圏域で取り組むことにより生まれるスケールメリットを活かし、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、安定的で持続可能な制度運営が

求められています。

## 4 計画の策定によりめざす姿

### 基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

地域住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えます。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の構築をめざします。

#### (1) 成年後見制度の周知及び啓発

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

#### (2) ニーズの把握と早期発見

社会生活で大きな支障が生じないと制度利用に至らないという状況があることから、医療や介護職、金融機関などの関係機関との連携体制の構築や地域の見守りにより、地域で制度利用を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。

#### (3) 成年後見制度の利用ありきでない、他の福祉サービス等の一体的提供

権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業」や他の福祉サービスをはじめとした公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を行います。

#### (4) 本人の意思決定支援

成年後見人等が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

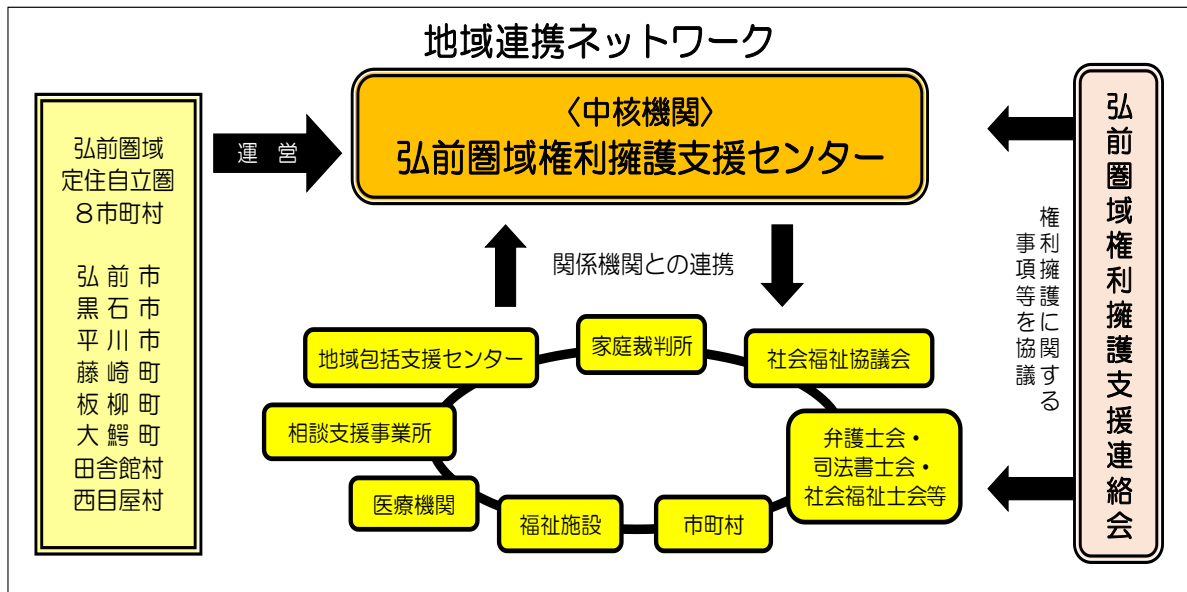
#### (5) 利用支援事業のあり方

費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。

また、持続可能な支援体制を築くことができるよう、本人の資力の判断基準など適切な利用支援事業のあり方を検討します。

## 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。



### (1) 中核機関の設置

地域連携ネットワークの中核となり、地域の権利擁護の機能（i 広報、ii 相談、iii 制度利用促進（受任者マッチング）、iv 後見人支援）を果たすよう主導する役割を担う中核機関として「弘前圏域権利擁護支援センター」を設置、運営します。

また、地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行います。

### (2) 地域連携ネットワークの構築（「チーム」による見守り、支援）

#### ① 本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける、チームで日常的に支援を必要とする人の意思や状況を継続的に把握します。

## ②弘前圏域権利擁護支援連絡会の設置

制度の利用促進を総合的に推進するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を設置し、関係団体との連携を強化し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

### (3) 市民後見人の育成と担い手の確保

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようにするなど、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

## 基本目標 3 制度理解と不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く制度理解を促し、普及していくことで不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

### (1) 成年後見制度の周知及び啓発（再掲）

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

### (2) 不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等とのチームによる被後見人等のサポートや弘前圏域権利擁護支援連絡会で不正を未然に防ぐための体制整備を検討します。